京都府議会議員の費用弁償に関する条例

(平成18年3月24日京都府条例第20号) 改正 平成20年7月25日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条 第2項の規定による京都府議会議員(以下「議員」という。)の 公務に係る費用弁償の額及び支給方法について必要な事項を定め るものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公務」とは、会議又は委員会の招集に 応じること、会議規則で定める協議又は調整を行うための場に出 席すること、議員の派遣又は委員の派遣により出張することその 他議員の職務を行うことをいう。

(費用弁償の種類)

- 第3条 費用弁償の種類は、交通費、公務諸費及び宿泊料とする。
- 2 前項に定める交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。
- 3 鉄道賃は、公務のために鉄道を利用する場合において、路程に 応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 船賃は、公務のために船舶を利用する場合において、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 航空賃は、公務のために航空機を利用する場合において、路程 に応じ旅客運賃により支給する。
- 6 車賃は、公務のために陸路(鉄道を除く。)による場合において、路程に応じ実費額又は定額により支給する。
- 7 公務諸費は、公務の日数に応じ、路程の距離数にかかわらず、1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、公務のために宿泊を要する場合において、その夜数 に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(鉄道賃)

- 第4条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。) 急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。
 - (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を運行する 線路による場合において、片道70キロメートルを超えるときは、 前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合で、片道70キロメートルを超えるとき(京都府の区域内における公務のために鉄道を利用する場合を除く。)には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による場合で、片 道70キロメートルを超えるときには、前3号に規定する運賃及 び料金のほか、座席指定料金

(船賃)

- 第5条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。
 - (1) 運賃の等級を 2 階級又は 3 階級に区分する船舶による場合 は、上級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による場合は、その乗船に要する 運賃
 - (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合は、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (4) 第2号の規定に該当する船舶による場合で、特別船室料金を 徴するものを運行する航路によるときは、同号に規定する運賃 及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は、前 各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

- 第6条 航空賃の額は、公務のために利用した航空機の旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)で、次に規定する運賃による。
 - (1) 運賃の等級を 2 階級に区分する航空路による場合は、上級の 運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない航空路による場合は、その搭乗に要する運賃

(車賃)

第7条 車賃の額は、現に支払った額による。ただし、自宅と鉄道 の最寄り駅の間又は居住地の市町村の区域内及び京都市の区域 内の交通に要する経費については、往路、復路それぞれにつき 1,500円の定額とする。

(公務諸費)

第8条 公務諸費の額は、1日につき3,000円とする。

(宿泊料)

- 第9条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じ、次の各号に定める額 とする。
 - (1) 京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)別表第1に定める甲地方 1夜につき14,800円
 - (2) 同表に定める乙地方 1 夜につき13,300円

(費用弁償の調整等)

- 第10条 次に掲げる場合における費用弁償の調整は、一般職に属する職員の旅費の調整の例による。
 - (1) 公用車、京都府議会公舎等を利用した場合その他公務の特別 の事情により、この条例の規定に基づく費用弁償のうち交通費 又は宿泊料の全部又は一部の支給を必要としない場合
 - (2) 公務の必要上又は天災その他のやむを得ない事情により、この条例の規定に基づく費用弁償によって当該公務を行うことが 困難である場合

(費用弁償の計算等)

第11条 この条例に定めるもののほか、費用弁償の計算及び請求 手続その他の支給方法については、一般職に属する職員の旅費の 例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(以下省略)